

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1 委員長報告の内容について

今定例会に提出された条例の審査において、一部の委員が不穏当な発言を行ったため、委員長が発言取消命令を出した後採決が行われた。

このことについて、委員の間で委員長の発言取消命令について報告するべきという意見と報告すると本会議で混乱が生じるため、報告するべきではないという意見が対立している。

このようなことも、委員長報告の内容に含めて報告するべきか。

A1 委員長報告の根拠は、会議規則に「議題となった事件の経過と結果を報告する」と規定されているためです。確かに、委員会審査中の発言取消に関する議事は、「経過」に含まれますが、発言取消となった発言が事件の審査と可否に重大な影響を及ぼしたのでなければ、これを報告する必要性は低いと考えます。

委員長報告の目的は、委員会の審査に参加

連載⑤4

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
企画議事部副部長
本橋 謙治

ますが、そのようなものでないならば、積極的に報告する必要はないと考えます。

最終的には、委員長報告の目的に合致するような「経過」なのかを判断し、報告の是非をすることになると考えます。

参考 標準市議会会議規則

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2～4 省略

しなかつた議員（委員会に所属していない議員や欠席した所属委員を想定）に対し、本会議における意思決定の参考となる情報（委員会での審査状況）を提供し、本会議での賛否の判断材料とすることです。

このため、審査の結果だけではなく、委員会での議決に至るまでの過程である審査の経過を含めて報告することが求められています。どの程度のもを報告するべきかについての法的な定めはありません。

しかし、先に述べたような委員長報告の目的を考慮すると、審査の経過として報告するべき事項が、おのずと定まってくると考えます。つまり、Q1の発言取消となった発言が、事件の内容に関するものであり、それが事件の可否に大きな影響を及ぼすことが考えられるならば、報告の対象とすることが考えられ

Q2 委員長報告を求める動議提出について

今定例会に提出され、総務常任委員会に付託された事件の全ての審査が終了した後、総務常任委員長が委員長の辞職を申し出た。

委員会条例の規定に基づき、委員会でこれを許可するか諮ったが、賛成少数で辞職が許可されなかった。

この数日後に開催された本会議において、総務常任委員長が当該委員会に付託された事件の委員長報告を行い、これら事件の採決が行われた後、総務常任委員会に所属していない議員から、委員長辞職に関する委員長報告を求める動議が提出され、これが可決された。

この動議の可決により、委員長報告を行う義務が生じるのか。

A2 結論から言いますと、委員長報告を行う法的な義務はなく、報告を行うか否かは委員長の判断になると考えます。

委員長報告の対象は、委員会に付託された事件であり、委員会に付託された事件ではない委員長の辞職に関する事件は会議規則上の委員長報告の対象ではないと考えます。

しかし、このことが付託されていない事件を報告することを禁じていると解する必要はないと考えます。実際、委員会の所管事務調査に関する委員長報告を行っている事例があるほか、これを許容する行政実例もあります。以上のことから、動議が可決した後、委員長又は委員が議長に対し、休憩を求めて本会議を休憩し、委員長を始めとする関係者で協議し、可決した動議に基づく報告を行うか否かを判断し、報告が法的な義務ではないため、報告しないという判断も可能です。

参考 行政実例（昭和44年10月25日）

問1 標準都道府県議会会議規則第40条の規定により、委員長は当該委員会に付託された案件以外についても委員長報告を行うことができるか。

2 1において付託案件以外については委員長報告ができない場合、付託案件以外についても委員長報告を行いたい場合は、どのような議事手続により行うべきか。

答1 標準都道府県議会会議規則第40条の規定は、委員会に付託した事件以外については適用されないものと解すべきである。

2 委員会に付託された事件以外について

ては地方自治法及び標準都道府県議会会議規則において特に禁止している規定はないので、必要があれば、その手続等については当該議会において適宜定めればよいものと解する。

Q3 委員会審査報告書に記載する委員会の代表者名について

今定例会に提出され、総務常任委員会に付託された条例案を審査したが、採決を行う委員会を委員長が欠席したため、副委員長が委員会の運営を行った。

後日、議長に対し、委員会審査報告書を提出することになったが、その際の報告書に記載する委員会の代表者の名前を委員長とするべきか、採決時に委員会の運営を行った副委員長にするべきか事務局内で意見が分かれている。このような場合、どちらの名前で委員会審査報告書を議長に提出することが適当か。

A3 結論から言うと、委員会審査報告書を提出する時点で、誰が委員会の代表であるかを基準に判断することが適当であり、委員長の名前で提出することが適当と考えます。

委員会審査報告書は、委員会に付託された事件の審査の経過と結果を記載し、本会議における審議の参考となるものです。このことから、委員会審査報告書は、委員会を代表する委員長の名前で提出することが基本ですが、Q3のように、審査の一部を副委員長が行うことは予想されます。

この場合、特に委員会での採決時に副委員長が委員会を運営した場合、副委員長が議決結果を詳細に把握しているという観点から、副委員長の名前で委員会審査報告書を提出するべきと考えられることもできますが、委員会審査報告書は、委員会での審査の経過と結果を報告することになっており、結果だけではなく、経過も報告の対象となっています。

確かに、最も重要なのは結果という考えもあると思いますが、審査の経過と結果を通じて、本会議における賛否の判断に資するための報告であることから、委員会における採決時に運営を行っている者（Q3の場合は副委員長）を基準に委員会審査報告書の提出者を決めるよりも、審査を行った組織（委員会）を代表する者を基準に報告書の提出者を決める方がよいと考えます。もし、このような考えでないならば、意見書の議決時に議事を運営した副議長の名前で意見書を国会や行政庁に提出することになると考えます。

以上のことから、あくまで報告書を提出する時点における代表者が誰であるかという観点で提出者を決めることが適当と考えます。なお、委員会審査報告書を提出する時点においてもなお、委員長が事故等により委員長の職を行使することが不可能な場合は、副委員長の名前で提出することは可能と考えます。

参考 標準市議会委員会条例

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 省略

Q4 定足数の例外について

今定例会に提出された事件について、半数を超える議員が除斥対象となる見込みである。

このため、地方自治法第113条のただし書に基づき、定足数を下回る人数で審議を行うことになるが、当該事件の採決の際、除斥対象ではない議員が表決を棄権することになった。

このような場合でも、地方自治法第113条ただし書の規定に基づいた運営が可能なのか。

A4 本会議は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議（本会議）を開くことができません。これを定足数の原則と言います。

しかし、この原則には幾つかの例外が認められています。その一つがQ4の除斥による定足数を下回ったときの議事です。

この規定により、除斥により定足数を下回ったとしても、法律上、会議を開くことは可能であり、そこで行われた議決は法的に有効とされます。

今回の疑義のポイントは、既に定足数の例外となっている状態で、更に審議の途中で表決を棄権する議員が生じることにより、定足数の例外に影響が生じるのかということでした。

結論から言うと、影響は生じないと考えます。つまり、何か追加の手続をしなければ、定足数の例外が維持できないと解する必要はないと考えます。

多数の除斥議員の発生により、既に地方自治法第113条のただし書に基づく定足数の例外による会議は成立しています。会議の途中で棄権する議員が生じたとしても定足数が下回っている直接の原因は、除斥議員によることになりませんので、引き続き本会議を運営することは可能と考えます。

参考 地方自治法

第113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第117条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じて出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

Q5

請願、陳情の採決について
 当市議会に提出された2項目の事項からなる請願がある。
 請願事項の一つは、既に実現しているものであり、もう一つが実現に至っていないものである。
 議会運営の原則である、一つの事件（議案）に対して一つの議決（議案一体の原則）という考えを考慮した場合、当該請願の採決方法は、どのようにすべきなのか。

A5

請願は、住民が議会に対し、請願内容の

実現を求めて提出される要望です。

住民は、議会の構成員である議員のように、議会運営に関する原則などを承知していないのは当然予想できることです。

このことから、請願や陳情など、住民が議会に提出するものには議会運営に関する諸原則を必ずしも適用する必要はないとされています。その代表的なものとして、一事不再議の原則を挙げることができます。

また、請願や陳情は、それ自体を議決するのではなく、それに対する議会の意思（採択か不採択か）を決定するものであることから、議案等と異なり、その内容を修正して採択するということはできないとされています。

このように、請願や陳情の特殊性を考慮し、議会運営の原則を厳格に適用する必要がないことから、議案一体の原則を適用せずに、請願事項ごとに議会の意思を問うこと、つまり表決に付すことは可能と考えます。

請願や陳情に議案一体の原則を適用しないことについては、会議規則中の委員会付託に関する規定を見れば明らかです。

具体的な議事運営については、陳情や請願を付託された委員会または本会議で、委員長や議長は、採決の際に項目ごとに採決を行う旨を宣告し、項目ごとに可否を決する運営を行うこととなります。

その結果、一部が採択、一部が不採択という（一部採択）議決結果になることも許容されると解します。

このような議事運営を行うことについて、あらかじめ議会運営委員会などで協議し、議会内でのコンセンサスを得ておくことが円滑な議事運営に資すると考えます。

参考 標準市議会会議規則

- 第141条 第1項及び第2項省略
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

参考 行政実例（昭和28年4月6日）

- 問1 提出者を異にする同一趣旨の陳情又は請願の一を採択又は不採択の議決をしたときは、他の陳情又は請願を審議することができるか。

- 2 意見書を議決されたいとの請願又は陳情があり、これと同一趣旨の意見が既に議員から発議されてこれを議決したときは、その請願又は陳情を審議することができるか。

- 答 1、2いずれもお見込みのとおりと解するが、一のごとき場合、一括することゝ適當である。

Q6 書面による表決について

最近の新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、県下の議長会などの会議が書面による開催となり、表決も書面によって行われている状況を踏まえ、一部の議員が、本会議も感染拡大を防ぐために書面による表決を行うことを求めている。

このような方法を用いることは可能なのか。

A6 議会は、議員が一定の場所に集合し、法が定める定足数を満たして初めて会議が成立するとされています。

そして、表決は、原則として出席議員の過半数で決します。この場合の出席議員とは、採決の際議場にある議員で当該事件につき表決権を有する者とされています。

このように、本会議における出席議員等の考えは、地方自治法に基づいて決まるものです。一方、Q6の一部の議員が主張している県下の議長会の会議は、地方自治法に基づく会議ではないため、本会議の出席議員に相当する議長会の会議における出席者の考えは、必ずしも地方自治法と同じということではありません。地方自治法と同じ考えとするのか、それとも異なる考えとするのかは、当該議長

会が判断することになります。

このことから、県下の議長会の会議が書面による表決が可能であることを根拠に、各市議会の本会議においてQ6のような書面による表決をすることはできないと解します。

また、昨年の4月にオンラインの方法による会議の開催を認める総務省の通知が出ましたが、対象となる会議は委員会であり、本会議は対象となっておりません。仮に、書面による表決を行って、これを議会の議決とした場合、法律上の要件を満たしていない議決となり、違法、無効となると解します。

参考 行政実例（昭和25年6月8日）

問 投票による議決の場合、棄権及び白票は、出席議員の中に含まれるか。

答 採決の際議場にある議員で当該事件につき表決権を有する者は、すべて第116条にいう出席議員に該当する。

参考 総務省自治行政局行政課長通知（令和2年4月30日）

各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参加が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の

送受信による相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。（中略）

なお、地方自治法第113条及び第116条第1項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添える。

参考文献

議会運営の実例（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）
地方自治法質疑応答集（第一法規）